

平成27年度特別研究会1

(刑の一部執行猶予)

講演と意見交換

「刑事施設における矯正処遇の実情等について」

レジュメ

平成27年7月
司法研修所

司法研修所では、平成27年度特別研究会1（刑の一部執行猶予）を平成27年5月14日及び15日に実施した。

本資料は、平成27年5月14日に行われた法務省矯正局成人矯正課長松田治氏及び同課補佐官畠山智行氏による講演と意見交換「刑事施設における矯正処遇の実情等について」におけるレジュメである。

刑事施設における矯正処遇の実情等について

平成27年5月14日

法務省矯正局成人矯正課

目次

- 1 受刑者処遇の基本的枠組み
- 2 窃盗事犯者、薬物事犯者に対する矯正処遇の実際
- 3 刑の一部執行猶予制度の施行に伴う矯正の対応

受刑者処遇の基本的枠組み①

■ 従来（監獄法）（～H18.5）

- 刑務作業については、受刑者の義務として規定
- 教育的な処遇については、主として義務教育を補充する意味での教育に限定して規定
- 受刑者の改善更生や円滑な社会復帰を目的とする教育的な働き掛けに関する規定は不十分
- 薬物依存離脱指導等は、各刑事施設の創意工夫により実施
 - ⇒ 法律の根拠に基づくものではないため、本来指導が必要な受刑者に受講を義務付けることができないという問題があった

受刑者処遇の基本的枠組み②

■ 現行（刑事収容施設法）（H18.5～）

- 処遇の原則を明確化
改善更生の意欲の喚起、社会生活に適應する能力の育成
- 処遇の中核をなす矯正処遇等として、以下を規定
 - （作 業 … 一般作業、職業訓練
 - 改善指導 … 一般改善指導、特別改善指導
 - 教科指導 … 補習教科指導、特別教科指導
 - その他 … 刑執行開始時指導、釈放前指導）
- 受刑者に対しては、矯正処遇等を義務付けて実施

受刑者処遇の基本的枠組み③ (受刑者処遇の流れ)

時期	刑執行開始時		釈放前
期間	約1～2か月	(刑期による)	約3日～4週間
内容	○アセスメント ○処遇施設への移送 ○オリエンテーション	○受刑者個々の問題性等に応じた矯正処遇	○社会生活に向けた準備
具体的な内容	○処遇調査 処遇指標の指定 処遇施設の決定 処遇要領の策定 ○刑執行開始時指導 生活一般 矯正処遇の内容 遵守事項 不服申立て など	○作業 一般作業(生産作業等) 職業訓練 (CAD、介護、理容など) ○改善指導 薬物依存離脱指導 性犯罪再犯防止指導 など ○教科指導 補習教科指導 特別教科指導	○釈放前指導 保護観察制度 遵守事項 更生緊急保護 社会福祉関係 就労問題 など

受刑者処遇の基本的枠組み④ (処遇指標 I)

矯正処遇の種類	内 容	符号	
作 業	一般作業	V 0	
	職業訓練	V 1	
改善指導	一般改善指導 広く受刑者全般が対象	R 0	
	特別改善指導 特定の事情を有する受刑者が対象	薬物依存離脱指導	R 1
		暴力団離脱指導	R 2
		性犯罪再犯防止指導	R 3
		被害者の視点を取り入れた教育	R 4
		交通安全指導	R 5
	就労支援指導	R 6	
教科指導	補習教科指導	E 1	
	特別教科指導	E 2	

矯正処遇の基本的枠組み⑤ (処遇指標Ⅱ、Ⅲ)

属 性		符号
拘留受刑者		D
少年院への収容を必要とする16歳未満の少年		J t
精神上の疾病又は障害	を有するため医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者	M
身体上の疾病又は障害		P
女子		W
日本人と異なる処遇を必要とする外国人		F
禁錮受刑者		I
少年院への収容を必要としない少年		J
執行すべき刑期が10年以上である者		L
可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる26歳未満の成人		Y
犯 罪 傾 向 の 進 度		符号
犯罪傾向が進んでいない者		A

受刑者処遇の基本的枠組み⑥ (処遇区分) (抜粋)

施設名	矯正処遇							属性/犯罪傾向の進度
	V1	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
札幌刑務所	○	○	○	○	○		○	M、P、F、LB、B
栃木刑務所	○	○			○	○	○	W、WF、WJ
府中刑務所	○	○	○	○	○		○	M、P、F、LB、B
市原刑務所	○				○	○	○	I、YA、A
川越少年刑務所	○	○		○	○	○	○	I、F、FJ、JA、YA、A、B
松本少年刑務所	○	○		○	○	○	○	JB、YB
東京拘置所		○		○	○	○		W、A
和歌山刑務所	○	○			○	○	○	W、WF、WJ
島根あさひ社会復帰促進センター (PFI)	○	○		○	○	○		PA、YA、A (条件あり)

(例1) 40歳、男性

覚せい剤取締法違反

執行刑期5年

薬物依存あり

3年前にも、覚せい剤取締法違反による刑事施設入所歴あり

職業訓練の必要なし

処遇指標：(V0、R0、R1) B ⇒ 府中刑務所

(例2) 22歳、男性

強姦

執行刑期7年

性犯罪の要因となる認知の偏り、自己統制力の不足等あり

初入(刑事施設入所歴なし)

職業訓練の必要あり(自動車整備工希望)

処遇指標：(V1、R0、R3) YA ⇒ 川越少年刑務所

新受刑者の罪名・刑期 (平成25年)

罪名	刑期 3年以下	刑期 3年超	合計
全体	18,550	4,205	22,755
窃盗	6,691	866	7,557
覚せい剤取締法違反	5,022	968	5,990

窃盗事犯者に対する処遇の実際

- 専門的プログラムの整備・実施状況
特別改善指導の類型に窃盗防止指導（標準的なプログラム）は存在しない。
（理由）窃盗事犯者の多様な問題性、対象者数の問題
- 処遇の実情
財産犯に対する指導プログラムを一部の施設において実施しつつも、基本的には、受刑者の問題性に応じて、以下の取組等を組み合わせて実施。
 - ① 刑務作業の実施による望ましい生活習慣の習得、勤労意欲の喚起
 - ② 職業訓練による出所後の就職に有益な資格・免許の取得
 - ③ 安定した就労生活を保つためハローワークとの連携による職業相談等
 - ④ 被害者感情理解を理解させるための指導
 - ⑤ 生活困窮・自立困難な者に対する福祉的支援
 - ⑥ クレプトマニア等の精神疾患を有する者に対する医療的ケア
 - ⑦ その他

薬物事犯者に対する処遇の実際①

- 専門的プログラムの整備状況
特別改善指導の類型の1つとして指定
- プログラムの目的
薬物の害悪と依存性を認識させるとともに、薬物依存に至った自己の問題性を認識させるとともに、再び薬物を乱用しないための具体的な方法を考えさせる。
- 対象者
麻薬、覚せい剤その他の薬物に対する依存がある者（H25：6、741名）
- 実施庁
市原刑務所を除く、全ての刑事施設（76庁）
- プログラムの実施体制
各施設における指導のばらつきを防止する観点から、指導すべき内容等の基準を標準プログラムとして矯正局が定め、各刑事施設においては、標準プログラムに準拠する内容により、各施設の実情を踏まえて具体的な実践プログラムを策定

薬物事犯者に対する処遇の実際②

■ 標準プログラムの内容

- ① オリエンテーション
- ② 薬物の薬理作用と依存症
- ③ 薬物を使用していたときの状況
- ④ 薬物使用に関する自己洞察
- ⑤ 薬物使用の影響
- ⑥ 薬物依存からの回復
- ⑦ 薬物依存離脱に関する今後の決意
- ⑧ 再使用防止のための方策（危機場面について）
- ⑨ 再使用防止のための方策（対処スキルについて）
- ⑩ 出所後の生活の留意事項と社会資源の活用

薬物事犯者に対する処遇の実際③

■ 指導方法の例

- 個別指導方式（1～2か月）
DVD、ワークブック等による指導
- 集団指導方式（3～6か月）
ダルク職員等の参加によるグループワーク（10名程度）を中心とした指導
（例）4か月コースを年3クール実施（4月、8月、12月など）
⇒ 入所時期と開講時期のズレ、編入審査を経る必要性等から、
刑執行開始時指導の終了後すぐに編入されるとは限らない



■ 未受講となる場合の例

- F指標受刑者など、受講に必要な日本語能力を有していない場合
- 疾病等のために受講することが困難である場合
- 反則行為を繰り返す（懲罰を頻繁に受ける）など、指導プログラムの安定的な実施が困難である場合
- 執行刑期が非常に短いために、刑事施設が保有する指導プログラムを受講する期間が確保できない場合

刑の一部執行猶予制度の施行に伴う矯正の対応

- 受刑者処遇の基本的枠組み
 - 処遇調査、処遇指標、収容区分等の運用は現状どおり
- 指導プログラムの運用等
 - 実刑期間の短縮を踏まえた薬物依存離脱指導
 - ・再犯リスクの程度、刑期に応じた数種類のプログラムの整備
 - ・短期間で指導可能なDVD教材、ワークブックの活用
 - ・指導実施日の拡大等
 - 更生保護官署との連携の充実
 - ・相当期間の保護観察を想定した更生保護官署への情報引継ぎ
(施設内における指導結果だけではなく、グループ指導への適応状況、医療機関・自助グループ（ダルク等）への参加意思など、社会内処遇において有益と見込まれる情報の引継ぎ)
 - ・在所中から実施されるケア会議等への参加

平成27年度特別研究会1

(刑の一部執行猶予)

講演と意見交換

「刑事施設における矯正処遇の実情等について」

資料1

平成27年7月

司法研修所

司法研修所では、平成27年度特別研究会1（刑の一部執行猶予）を平成27年5月14日及び15日に実施した。

本資料は、平成27年5月14日に行われた法務省矯正局成人矯正課長松田治氏及び同課補佐官畠山智行氏による講演と意見交換「刑事施設における矯正処遇の実情等について」における資料である。



地域社会とともに開かれた矯正へ

矯正処遇の充実(改善指導を中心として)

『刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律』

作業+改善指導+教科指導

(平成19年6月1日からは、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に名称変更)

入所

Plan

処遇調査

(処遇要領を作成するため、受刑者の資質と環境を調査)

矯正処遇の義務化

受刑者に対し、矯正処遇(作業, 改善指導, 教科指導)の受講を義務付け

処遇要領の作成

(本人に必要な矯正処遇を実施するため、矯正処遇の目標及びその基本的な内容及び方法を策定)

刑執行開始時指導

(受刑の意義, 矯正処遇への動機付け等に関する指導)

Do

本人に説明し, 自発的な意欲をかん養

矯正処遇の実施

作業

一般作業

生産作業
自営作業

職業訓練

職業に関する免許若しくは資格を取得させ、又は職業に必要な知識及び技能を習得させるための指導

改善指導

一般改善指導

被害者感情理解指導
行動適正化指導
自己啓発指導
自己改善目標達成指導
社会復帰支援指導
対人関係円滑化指導
等

特別改善指導

薬物依存離脱指導
暴力団離脱指導
性犯罪再犯防止指導
被害者の視点を取り入れた教育
交通安全指導
就労支援指導

教科指導

補習教科指導

社会生活の基礎となる学力を付与することにより、改善更生及び円滑な社会復帰を図るための指導

特別教科指導

学力の向上を図ることにより、円滑な社会復帰に資するための指導

See

目標の達成度評価

(定期的に、矯正処遇の目標についての達成度を評価)

必要に応じて処遇要領の見直し

釈放前指導(社会復帰後に必要となる知識・情報の付与)

出所

専門性の改善・社会適応能力の向上による再犯の防止

薬物依存離脱指導（R1）

76庁

- 【対象者】麻薬、覚せい剤その他の薬物に対する依存がある受刑者
 【目的】薬物依存の認識及び薬物使用に係る自分の問題点を理解させた上で、今後薬物に手を出さずに生活していく決意を固めさせ、再使用に至らないための具体的な方法を考えさせることを目的
 【指導内容】薬物の薬理作用と依存症、薬物使用に関する自己洞察、薬物使用の影響などからなる10項目を定め、これを全12単元（1単元50分）により、3か月から6か月の期間を設けて実施することを標準としている。

暴力団離脱指導（R2）

36庁

- 【対象者】暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員である受刑者
 【目的】暴力団からの離脱に向けた働き掛けを行い、本人の有する具体的な問題性の除去及び離脱意志の醸成を図ることを目的
 【指導内容】加入動機と自己の問題点、金銭感覚の是正、家族や社会に与えた影響、暴力団の現状と反社会性などからなる10項目を定めており、これを全9単元（1単元50分）により、2か月から4か月の期間を設けて実施することを標準としている。

性犯罪再犯防止指導（R3）

19庁

- 【対象者】強制わいせつ、強姦等の性犯罪の要因となる認知の偏り又は自己統制力の不足があると認められる者
 【目的】性犯罪につながる自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯しないための具体的な方法を習得させることを目的
 【指導内容】指導項目は、《第1科》自己統制、《第2科》認知のゆがみと変容方法、《第3科》対人関係と親密性、《第4科》感情統制、《第5科》共感と被害者理解の5つの科から構成されている。指導方法はグループワークが中心であり、1単元100分を標準として、週1回又は週2回の頻度で指導を実施している。
 ※ 指導効果の検証を実施し、平成24年12月に「刑事施設における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析結果について」を報道発表した。

被害者の視点を取り入れた教育（R4）

77庁

- 【対象者】被害者の命を奪い、又はその身体に重大な被害をもたらす犯罪を犯し、被害者及びその遺族等に対する謝罪や賠償等について特に考えさせる必要がある受刑者
 【目的】自らの犯罪と向き合うことで犯した罪の大きさや被害者及びその遺族等の心情等を認識させ、被害者及びその遺族等に誠意を持って対応していくとともに、再び罪を犯さない決意を固めさせることを目的
 【指導内容】指導項目については、命の尊さの認識、被害者（その遺族等）の実情の理解、罪の重さの認識、謝罪及び弁償についての責任の自覚などからなる7項目を定めており、これを全12単元（1単元50分）により、3か月から6か月の期間を設けて実施することを標準としている。

交通安全指導（R5）

55庁

- 【対象者】被害者の生命や身体に重大な影響を与える交通事故を起こした受刑者や重大な交通違反を反復した受刑者
 【目的】交通違反や事故の原因等について考えさせることを通じて、遵法精神、責任観念、人命尊重の精神等を涵養することを目的
 【指導内容】指導項目は、運転者の責任と義務、一般犯罪と交通犯罪、酒と生活などからなる9項目を定めており、これを全10単元（1単元50分）により、3か月から6か月の期間を設けて実施することを標準としている。

就労支援指導（R6）

64庁

- 【対象者】主として職業訓練を受け、釈放後の就労を予定している受刑者
 【目的】職業人としてふさわしい態度や行動、知識を身に付けることを目的として実施している。
 【指導内容】指導項目として、就労生活に必要な基本的スキルとマナー、問題解決場面への対応、就労に向けての取組などからなる5項目を定めており、これを全10単元（1単元50分）により、短期間に集中して実施することを標準としている。



刑事施設における「薬物依存離脱指導」

矯正処遇の義務化

「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」の施行により、平成18年5月24日から、受刑者に対し、矯正処遇(作業, 改善指導, 教科指導)を義務付けることとなった。
(平成19年6月1日からは、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に名称変更)

特別改善指導「薬物依存離脱指導」

- 刑事施設76庁で実施(平成26年度)
標準プログラムに基づき、各施設の実情に応じた実践プログラムを策定
・民間自助グループによる指導
・グループワークを導入
- 対象者
麻薬, 覚せい剤その他の薬物に対する依存がある者

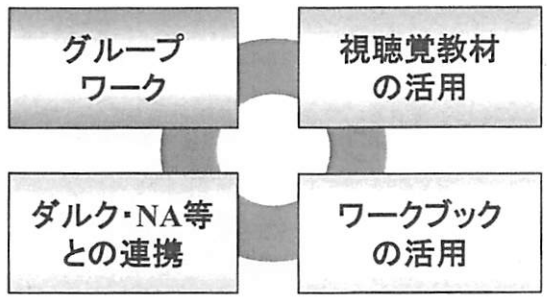
- ◎ 民間自助グループ等の積極的関与
→社会との連携強化
・釈放後に民間自助グループ等が実施するプログラムへの参加を動機付け
・実施全庁において民間自助グループ等から指導者を招へい

ダルク・NAとの連携



※ ダルク(DARC): 覚せい剤等の薬物から解放されるためのプログラムを持つ民間の薬物依存症リハビリ施設。
※ NA(ナルコティクス・アノニマス): 薬物依存症からの回復を目指す人たちのための自助グループ。

- ◎ DVD教材を活用
・薬物依存からの回復者等の出演協力
・標準プログラムの内容に沿った構成
・内容理解を深めるためのワークブック



標準プログラムについて

【目的】

薬物依存の認識及び薬物使用に係る自分の問題点を理解させた上で、今後薬物に手を出さずに生活していく決意を固めさせ、再使用に至らないための具体的な方法を考えさせる。

項目	指導内容
オリエンテーション	受講の目的と意義を理解させる。 (カリキュラムの説明, 動機付け)
薬物の薬理作用と依存症	薬物の薬理作用と依存状態が形成される過程, 回復のための方法など薬物依存症について理解させる。
薬物を使用していたときの状況	グループワークの方法を説明し, 共通する問題を全員で真しに考える構えを持たせる。薬物を使用していたときの状態を振り返らせる。
薬物使用に関する自己洞察	どんなときに薬物を使用していたのかを考えさせ, 薬物に依存する背景を明確にし, 自己理解を深めさせる。
薬物使用の影響	薬物使用の良いところばかりでなく, 周りに掛けた迷惑や引き起こした問題, 社会的責任など, 薬物使用以外にも問題点があることに気付かせ, 罪障感を喚起する。
薬物依存からの回復	依存症の認識と再使用を防止するための方策を考える姿勢を持たせる。やめ続けることに成功した人たちとその活動について紹介し, 依存症からの回復への希望を持たせる。
薬物依存離脱に関する今後の決意	薬物使用の損得について具体的かつ現実的に考えさせ, 薬物使用と自分自身のこれからの人生に関する洞察を深めさせる。
再使用防止のための方策(危機場面について)	再使用防止の方策を考える第一段階として①再使用のおそれのある場面や状況, ②薬物に頼りたくなる場面や状況を具体的に考える。
再使用防止のための方策(対処スキルについて)	再使用のおそれのある場面や状況に関し, ①薬物に頼らずに回避する方法, ②その方法を身に付けるためにはどうすればよいかを考える。
出所後の生活の留意事項と社会資源の活用	出所後の留意事項について注意を喚起するとともに, 民間自助グループの活動について情報提供する。

「薬物依存離脱指導」受講開始人員の推移

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
3,762	5,564	6,846	7,034	6,741



刑事施設における「暴力団離脱指導」

矯正処遇の義務化

「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」の施行により、平成18年5月24日から、受刑者に対し、矯正処遇(作業, 改善指導, 教科指導)を義務付けることとなった。
(平成19年6月1日からは、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に名称変更)

特別改善指導「暴力団離脱指導」

- 犯罪傾向が進んでいる者を収容する刑事施設36庁で実施(平成26年度)
- 対象者
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員である者
- 指導者
 - ・ 刑事施設の職員
 - ・ 関係機関等
→ 警察
都道府県暴力追放運動推進センター
職業安定所等の職員 等
- 指導方法
 - ・ 指導形態は、本人の問題性等に応じ、集団又は個別

標準プログラムについて

【目的】

暴力団からの離脱に向けた働き掛けを行い、本人の有する具体的な問題性の除去及び離脱意志の醸成を図る

項目	指導内容
オリエンテーション	受講の目的と意義を理解させる。
加入動機と自己の問題点	加入の動機を振り返らせ、自己の問題点について考えさせる。
金銭感覚の是正	暴力団に加入したことにより、金銭感覚がそれまでの生活と一転し、考え方も変化したことについて考えさせる。
周囲(家族、社会等)に与えた影響	家族を始めとする周囲の人々に及ぼした影響について考えさせる。
暴力団の現状と反社会性	暴力団の現状及びその反社会的性質について認識させ、暴力団に加入したことが誤りであったことに気付かせる。
暴力団を取り巻く環境	いわゆる暴対法等の講義を実施し、暴力団に加入していることによって、これからも犯罪に関わってしまう可能性が高いことに気付かせる。
自己の問題点の改善	自己の問題点を改善するための、具体的な方法について考えさせる。
離脱の具体的な方法	離脱のための具体的な手続及び方法について理解させた上で、自分自身の対応について考えさせる。
釈放後の就職	求職状況及び求人状況の現状を認識させた上で、健全な職業観を身に付けさせ、出所後の就職への心構えをさせる。
離脱の決意と生活設計	離脱の決意を固めさせ、出所後の具体的な生活設計を立てさせる。
指導方法	講義(警察関係者、都道府県の暴力団追放運動推進センター、公共職業安定所職員等) 集団討議、課題作文、面接、役割交換書簡法、視聴覚教材の視聴

「暴力団離脱指導」受講開始人員の推移

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
387	307	500	522	608

刑事施設における「性犯罪再犯防止指導」

地域社会とともに
開かれた矯正へ

○ 指導の目標

強制わいせつ、強姦その他これに類する犯罪又は自己の性的好奇心を満たす目的をもって人の生命若しくは身体を害する犯罪につながる自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯しないための具体的な方法を習得させること

○ 実施庁(本科)

刑事施設19庁(平成26年度)

○ 対象者の要件

性犯罪の要因となる認知の偏り、自己統制力の不足等がある者

○ 指導者

- ・ 刑事施設の職員
- ・ 処遇カウンセラー(性犯担当)
- 認知行動療法※等の技法に通じた臨床心理士等との協働を図る。

○ 指導密度

再犯リスク、性犯罪につながる問題性の程度、実施プログラムとの適合性に応じて、対象者ごとに、高密度、中密度、低密度のうち、いずれかのプログラムを受講する。

○ 指導方法

グループワーク及び個別に取り組む課題を中心とし、必要に応じカウンセリングその他の個別対応を組み合わせる。

※認知行動療法

問題行動(性犯罪)の背景にある自らの認知(物事の考え方、とらえ方)の歪みに気付かせ、これを変化させることによって、問題行動を変容、改善させようとする方法をいう。カナダ、イギリス等の諸外国において、性犯罪者の処遇に効果があると実証されている心理療法の一つであり、グループワーク等を通じて自ら性犯罪を抑制する力を身に付けさせることを目標として行われる。

標準プログラムについて

処遇プログラムは、①オリエンテーション、②プログラム本科、③出所前に実施するメンテナンスの3部からなり、このうち、②の本科については、高密度・中密度・低密度の3つの密度が設定され、性犯罪者調査の結果に応じて適当な密度のものを受講する。

項目	指導内容	方法	高密度	中密度	低密度
オリエンテーション	・指導の構造、実施目的について理解させる。・性犯罪につながる問題性を助長するおそれがある行動について説明し、自己規制するよう方向付ける。・対象者の不安の軽減を図る。	講義	必修	必修	必修 (凝縮版)
準備プログラム	・受講の心構えを養い、参加の動機付けを高めさせる。	グループワーク	必修	必修	—
本科					
第1科 自己統制	・事件につながった要因について幅広く検討し、特定させる。・事件につながった要因が再発することを防ぐための介入計画(自己統制計画)を作成させる。・効果的な介入に必要なスキルを身に付けさせる。	グループワーク、個別課題	必修	必修	必修 (凝縮版)
第2科 認知の歪みと変容方法	・認知が行動に与える影響について理解させる。・偏った認知を修正し、適応的な思考スタイルを身に付けさせる。・認知の再構成の過程を自己統制計画に組み込ませる。	グループワーク、個別課題	必修	選択	—
第3科 対人関係と親密性	・望ましい対人関係について理解させる。・対人関係に係る本人の問題性を改善させ、必要なスキルを身に付けさせる。	グループワーク、個別課題	必修	選択	—
第4科 感情統制	・感情が行動に与える影響について理解させる。・感情統制の機制を理解させ、必要なスキルを身に付けさせる。	グループワーク、個別課題	必修	選択	—
第5科 共感と被害者理解	・他者への共感性を高めさせる。・共感性の出現を促す。	グループワーク、個別課題	必修	選択	—
メンテナンス	・知識やスキルを復習させ、再犯しない生活を続ける決意を再確認させる。・作成した自己統制計画の見直しをさせる。・社会内処遇への円滑な導入を図る。	グループワーク	必修	必修	必修

「性犯罪再犯防止指導」受講開始人員の推移

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
456	451	498	549	521

刑事施設における「被害者の視点を取り入れた教育」

地域社会とともに
開かれた矯正へ

矯正処遇の義務化

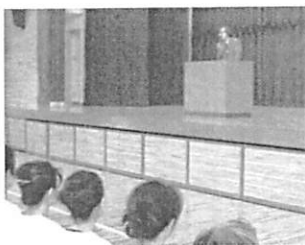
「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」の施行により、平成18年5月24日から、受刑者に対し、矯正処遇(作業, 改善指導, 教科指導)を義務付けることとなった。
(平成19年6月1日からは、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に名称変更)

特別改善指導「被害者の視点を取り入れた教育」

- 刑事施設全庁(77庁)で実施(平成26年度)
標準プログラムに基づき、各施設の実情に応じた実践プログラムを策定
- 対象者
被害者の命を奪い、又はその身体に重大な被害をもたらす犯罪を犯し、被害者やその遺族等に対する謝罪や賠償等について特に考えさせる必要がある者。
- 指導者
・ 刑事施設の職員
・ 民間協力者
→被害者やその遺族等、被害者支援団体のメンバー、被害者問題に関する研究者、警察及び法曹関係者等の専門家

ゲストスピーカーによる指導

被害者について十分な知識と理解を持ち、受刑者の社会復帰に賛同している、犯罪被害者支援団体のメンバーや犯罪被害者(その家族等)を刑事施設に招へし、受刑者に対し、被害者(その家族等)の苦しみや心の傷について話していただいている。



被害者の視点を取り入れた教育の効果

受講者の感想

- 家族を亡くした悲しみ、苦しみに理解することができた。
- 自分が想像していた以上に被害者に与えた被害が大きいと理解できた。
- 謝罪・償いについて改めて深く考えることができるようになった。
- 改めて自分が犯した事犯の重大さが理解できるようになった。
- 罪の重さを忘れることなく、一生涯被害者・遺族と向き合っていく必要性を再認識できた。
- プログラムへの参加について、最初は不安が大きかったが、受講して良かった。

標準プログラムについて

【目的】

自らの犯罪と向き合うことで、犯した罪の大きさや被害者やその遺族等の心情等を認識させ、被害者やその遺族等に誠意を持って対応していくとともに、再び罪を犯さない決意を固めさせる。

項目	指導内容
オリエンテーション	受講の目的と意義を理解させる。 (カリキュラムの説明、動機付け)
命の尊さの認識	命の尊さや生死の意味について、具体的に考えさせる。
被害者(その遺族等)の実情の理解	被害者及びその遺族等の気持ちや置かれた立場、被害の状況について、様々な観点から多角的に理解させる。 ①精神的側面 ②身体的側面 ③生活全般
罪の重さの認識	犯罪行為を振り返らせ、客観的に自分が犯した罪の重さ、大きさを認識させる。
謝罪及び弁償についての責任の自覚	被害者及びその遺族等に対して、謝罪や弁償の責任があるということについて自覚させる。
具体的な謝罪方法	具体的な謝罪の方法について自分の事件に沿って考えさせる。
加害を繰り返さない決意	再加害を起こさないための具体的方策を考えさせるとともに、実行することの難しさを自覚させる。
【実施方法】	・ゲストスピーカー等による講話 ・グループワーク ・課題図書(被害者の手記等) ・役割交換書簡法 等

「被害者の視点を取り入れた教育」受講開始人員の推移

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
1,086	1,096	1,039	1,091	1,028



地域社会とともに
開かれた矯正へ

刑事施設における「交通安全指導」

矯正処遇の義務化

「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」の施行により、平成18年5月24日から、受刑者に対し、矯正処遇(作業, 改善指導, 教科指導)を義務付けることとなった。
(平成19年6月1日からは、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に名称変更)

特別改善指導「交通安全指導」

- 実施庁
刑事施設55庁(平成26年度)
- 対象者
被害者の生命や身体に重大な影響を与える交通事故を起こした者や重大な交通違反を反復した者
- 指導者
 - ・ 刑事施設の職員
 - ・ 民間協力者
→被害者団体, 民間自助団体等の関係者, 警察関係者等
- 指導方法
 - ・ 講義, 討議, SST等を適宜組み合わせる実施
 - ・ 事犯内容に応じた集団編成

標準プログラムについて

【指導の目標】

交通違反や事故の原因等について考えさせることを通じて、遵法精神, 責任観念, 人命尊重の精神等をかん養する。

項目	指導内容	方法
オリエンテーション	受講の目的と意義を理解させる。	講義
運転者の責任と義務	刑事上, 民事上及び行政上並びに道義上の責任や免許制度, 保険制度についての知識を付与するとともに, 人命尊重, 遵法精神, 自己管理能力の大切さについて考えさせる。	講義, 討議
一般犯罪と交通犯罪	交通事犯者の特性について理解を深めさせるとともに, 再犯を防止するための方策等について考えさせる。	講義, 討議
酒と生活	飲酒が身体, 行動等に及ぼす影響について理解を深めさせるとともに, 飲酒運転の危険性と防止策について考えさせる。	講義, 討議, 視聴覚教材の視聴
今回の事犯のもたらした代償(その1)	交通事故のもたらす代償の大きさや, 自己の行動が, 家族や職場などに与えた影響について洞察させ, 今後の行動について考えさせる。	講義(ゲストスピーカー等), 討議, 視聴覚教材の視聴
今回の事犯のもたらした代償(その2)	自分の行動が被害者及びその遺族等に与えた物質的及び精神的被害について考えさせるとともに, 被害者及びその遺族等のおかれている厳しい現状について理解させる。	討議, 視聴覚教材の視聴
罪の重さの認識	本件について振り返らせるとともに, 運転歴, 違反歴を踏まえて運転技術, 知識, 態度, マナーなどについて考えさせる。	討議, 課題作文
被害者(その遺族等)への対応	被害者及びその遺族等に対して, 謝罪や弁償の責任があることについて自覚させ, それらを実施するための具体的な方法について考えさせる。	討議, 視聴覚教材の視聴, SST
出所後の生活	出所後の具体的な生活設計と再犯を起ささないための方策について考えさせる。	SST, 討議

交通安全指導受講開始人員の推移

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
2,005	1,907	1,879	1,686	1,701



刑事施設における「就労支援指導」

矯正処遇の義務化

「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」の施行により、平成18年5月24日から、受刑者に対し、矯正処遇(作業, 改善指導, 教科指導)を義務付けることとなった。
(平成19年6月1日からは、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に名称変更)

特別改善指導「就労支援指導」

- 指導の目標
社会復帰後に職場で円滑な人間関係を保ち、仕事が長続きすることが目的
職場に適応するための心構え及び行動様式を身に付けさせるとともに、職場等において直面する具体的な場面を想定した対応の仕方等、就労生活に必要な基礎的知識及び技能等を習得させる。
- 指導方法
SST(ソーシャル・スキルズ・トレーニング)、講義、視聴覚教材視聴等を組み合わせて実施
- 対象者
 - ・ 刑事施設において職業訓練を受け、釈放後の就労を予定している者
 - 又は
 - ・ 釈放の見込日からおおむね1年以内であり、稼働能力・就労意欲を有し、公共職業安定所による就労支援を受ける意志がある者のうち、刑事施設の長が本指導をすることが必要であると認めた者
- 実施庁 刑事施設64庁(平成26年度) ○ 指導者
 - ・ 刑事施設の職員
 - ・ 民間協力者 → SST指導者 等

標準プログラムについて

【1単元50分 全10単元 標準実施期間:5日間】

項目	指導内容	方法
オリエンテーション	受講の目的と意義を理解させるとともに、職業人として社会生活を営む上で必要な基礎知識(賃金・求人求職の状況等)について理解させる。	講義
これまでの就労生活と自己の問題点	これまでの就労生活を振り返らせ、自己の問題点について考えさせる。	講義 討議
就労(社会)生活に必要な基本的スキルとマナー	職業人として社会生活を営む上で必要な、基本的スキル(相手との円滑なコミュニケーションの方法等)及びマナー(あいさつ、身だしなみ、お辞儀の仕方、電話対応の仕方等)について、演習等を通じて習得させる。	講義 演習 視聴覚教材視聴 SST
問題解決場面への対応	職場において、危機的な場面に陥った場合の対処法について、SSTを通じて具体的・実践的に習得させる。	
就労に向けての取組	履歴書の書き方、面接のポイント等、出所後、就職活動をするに当たって必要な事項や手続に関する知識や技能を習得させるとともに、実際に就労生活を始めてからの心構え等について理解させる。 さらに、出所後の生活計画を立てさせ、その実現のための具体的な方法を考えさせる。	講義 演習 視聴覚教材視聴 SST 課題作成 意見発表 討議

就労支援指導受講開始人員の推移

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
1,691	2,807	2,806	2,687	2,923